

医療機関勤務環境評価センター（評価センター）

連携B・B・C水準の指定を目指す医療機関は、事前に評価センターの評価を受ける必要があります。

評価センターとは？



連携B・B・C水準の指定を受けた医療機関は、2024年度以降も年1,860時間までの時間外・休日労働が可能となるため、長時間労働の医師に対する労務管理・健康確保を着実に実行する体制が整っている必要があります。

このため、連携B・B・C水準の指定取得を予定している医療機関の労務管理・健康確保の体制を確認・評価する団体として、評価センターが設立されました。運営は、医療法の規定に基づき、公益社団法人日本医師会が行っています。

評価の流れ



- 1 連携B・B・C水準の指定取得を予定している医療機関は、評価センターに必要書類を提出し、評価を受けてください。
- 2 評価センターは、評価結果を医療機関と都道府県に通知します。
- 3 医療機関は、評価結果を受け取った後、都道府県に指定申請を行います。申請を受けた都道府県は、評価センターから受け取った評価結果を踏まえ、医療機関の指定の判断を行います。

評価センターホームページも参考にしてください。
申請手続きや、評価ガイドラインの解説集などを確認できます。

医療機関勤務環境評価センターホームページ

<https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center>



評価センターの評価項目

評価センターの評価は、大きく3つの観点から行われます。

医療機関内の労務管理体制

(評価項目例)

- ✓ 常勤・非常勤医師に対し、雇用契約を医師個人と締結し、雇用契約書・労働条件通知書を書面で交付しているか
- ✓ 医師を含む関係者との議論を経て医師労働時間短縮計画を作成しているか

医師の労働時間短縮に向けた取組

(評価項目例)

- ✓ 他職種へのタスク・シフト/タスク・シェアを進めるための院内ルールがあるか
- ✓ 会議やカンファレンスの効率化・合理化など、時間外労働を削減するための取組が実施されているか

取組の実施効果

(評価項目例)

- ✓ 医師の時間外・休日労働時間数の状況
- ✓ 長時間労働となる医師から、健康面の悩みや勤務へのモチベーションなどの意見収集を行っているか

評価項目や評価の実施方法の詳細をまとめた ガイドラインはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000919910.pdf>

医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関する
ガイドライン（評価項目と評価基準） 第1版

- (内容)
- ・ 評価項目の一覧
 - ・ 各評価項目の評価基準
 - ・ 評価の実施方法
 - ・ 取組事例集
- 等

